

視点

弁理士試験大量合格の時代と 品質保証の「仕組み」

弁理士
長谷川 芳樹

今年の弁理士試験の合格者数は700人を超えた。バブル期前と比べると10倍近い大量合格であり、彼らは企業の知財部や特許事務所、法律事務所、更には大学や技術移転機関に職を求めていく。

知的財産創造立国を支える人的なインフラとなることが期待されるが、弁理士の場合は弁護士と異なり実務修習を経なくても登録されるところから、その品質保証の「仕組み」が問題となる。

品質の問題 その1

本稿のタイトルにおける「品質保証」には、二つの意味がある。第1は、口幅ったい言い方であるが弁理士自体の質の問題、第2は弁理士（および特許事務所）が提供する業務サービス（明細書等）の品質の問題である。

前者について言えば、弁理士は知的財産実務の専門家なのであるから、制度や法律の知識はもちろん実務の知識と経験、スキルが要求される。ところが、弁理士試験で考査されるのは制度と法律の知識のみであるから、全く実務を知らない弁理士も誕生する。

喩えて言えば、他人様を乗せるタクシー稼業は一種免許での運転経験を経て二種免許を取得しなければならず、弁護士稼業は司法試験に合格して司法修習を経なければならないが、弁理士稼業はペーパー試験にパスするだけで、他人様の知的財産権をお預かりする代理人になれるのである。

この弁理士自体の質、特にその品質保証の問題は、一介の特許法律事務所の力でどうにかなるものではなく、日本弁理士会による登録後の実務研修等に期待するしかない。ここでは、後者の“業務サービスの品質の問題”について考えてみたい。

品質の問題 その2

業務サービスの「品質とは何か？」...それは、第1に業務サービス自体の質、第2にお客様のニーズにマッチ

している度合い、第3に納期である。

業務サービス自体の質の問題とは、例えば特許出願/明細書で考えてみると、発明のポイントが明確にクレームされているとか、発明技術が丁寧に説明されているとか、である。また、ケースの安全かつ確実な管理は、特許事務所による業務サービスの基本であり、この品質がシッカリしていないと事務所は成り立たない。

それでは、業務サービス自体の質が良ければ、お客様をして満足させるものといえるか?...答えは否であろう。明細書が事務所の商品であり、出願代理行為が有料のサービスである以上、これらの品質は業務サービスの購買者たる出願人のニーズにマッチしている度合いで測られなければならない。サッパリした素麺を食べたいお客様に、コテコテの鰻丼を提供しても満足しないのと同じである。

それでは、業務サービス自体の質が優れ、しかも、お客様のニーズにマッチした内容であれば、お客様は必ず満足するであろうか?...答えは否である。商品の価値は鮮度で測られるから、いわゆる納期から外れていると、お客様の満足度は著しく低下する。12月24日の夕方にクリスマスケーキの叩き売りが始まるように、特許出願等にも「旬」と賞味期限がある。

大事務所存亡にかかる一大事!?

ユーザーである出願人は、コストを見据えながら、品質保証の見込める事務所を探し出そうと努力する。しかし、出願人の需要を質と量の両面で満たしてくれる事務所は簡単には見つからない。

巷では、「質の良い仕事をしている事務所も、規模が大きくなると質が落ちる」等と、まことしやかに語られることがあるが、これは一面の真実を言い当てている。知財のような職人的色彩の濃い業種では、事務所の規模拡大と反比例してマインドが低下し、小さな規模だった頃の良さが失われやすい。つまり、事務所の「顔」であった所長先生に期待していた品質が、規模の拡大とともに望み得なくなっていくのである。

しかりとすれば、これは、今年の合

格発表で弁理士が50名を超えた創英にとっては「事務所存亡にかかる一大事」である。けだし、創英は、個々の担当者によらず一定品質の業務サービスを提供する、というその一点を大切にしてきたからであり、事務所の規模拡大と反比例して質が落ちるのが真理だとすると、創英の優位性は根底から失われるからである。

しかし、それは杞憂に過ぎない。創英では、それを杞憂にするための「仕組み」を創り、粘り強く運用し、日々これを進化させている。

「仕組み」と「仕組みを支える人」の両輪

品質保証にとって、当事者が「日々業務に精励する」とか「鋭意努力する」とか、あるいは「経験を持っている」とかは大切なことである。しかし、これだけでは、一定数以上の多人数の専門家集団で一定レベル以上の品質を保証することはできない。

品質保証のための「仕組み」と、その仕組みを「支える人」の両輪が揃い、互いに働き合えないとダメである。以下は、創英で実際に稼働している「品質保証をもたらす10個の仕組み」である。

品質の三原則を大切に

前述した3点、すなわち、業務サービス自体の質と、お客様のニーズにマッチしている度合いと、納期（鮮度）を大切にする...あたり前のことであるが、あたり前であるからこそ仕事上のポリシーとして大切にしている。

基礎から応用までの体系的研修

「代理人事務所の使命」、「客商売の原点と特許法律事務所の仕事」等の科目から法律、審査基準、国内外実務の実際に至るまで、39科目延べ51時間の体系的研修を確立している。新人は全員が必修であり、企業知財部や他の事務所、特許庁等で仮に20年の実務経験があっても必修になっている。

互いに学び、研修成果を利用

上記「 」の研修講師は、すべて創英のメンバーである。今年の後期スケジュールでは39科目を29人の所内講師が分担している。他人に教えることは、自分にとっての最高の研

修になる、という考え方に基づく。また、入所時期の近いメンバーのグループによる課題型の研修成果（例えば進歩性の事例研究等）を利用した研修も行われている。

三段階のステップアップ

3ヶ月間の試用者段階から始まって、補助者訓練段階および担当者養成段階を経て独立起稿者へとステップアップしていく。各段階で、研修、OJTにおける指導と助言、実務の指導者との仕事上のかかわり方がルール化されており、業務サービスの品質保証と人材の育成および訓練の好適なバランスを図っている。

アメーバ型の実務家集団

部長、課長、係長、平社員という序列の下で「人が人を管理する」組織構成ではなく、お客様ごとの窓口を担当する「人が仕事を管理する」アメーバ型の組織構成である。閉鎖的ではなく開放的で協働的な職場関係を実現しており、これは「三段階のステップアップ」と機能的に結びついている。

三人寄れば文殊の知恵

審判、書面鑑定、訴訟、その他の重要事件については、担当者2名の協議者の「三人寄れば文殊の知恵」で実務を行っている。この2名の協議者の一人は、特許庁や東京地裁で実務してきたシニアアドバイザーが務めることにより、豊富な経験とスキルを事件処理に反映させる一方、もう一人の協議者には若手の人材が加わって重要実務を経験する（垣間見る？）機会を与えている。

情報の収集と共有化

事務所が大きくなると、入手できる情報は格段に多くなる。しかし、各人の得た情報を他のメンバーと共有できなければ、せっかくの大事務所の優位性は失われる。これを打ち破るのが、所内イントラを活用した情報の収集・整理と共有化である。創英のイントラネットは、ハードとソフトの両面において、知財の事務所では間違いなく世界最高レベルである。

先人に学ぶ手本 / 検索システム

特許庁の電子図書館は、企業や特許事務所における知財実務のあり方を大きく変えた。創英は、独自の創英電子図書館を運用し、出願の翌日

から出願データや管理データを所内イントラで検索・活用している。また、実務の手本を提示するなど、多面的なツールを用意している。

なお、この創英電子図書館はお客様の秘密情報が詰まっているため、外部とは遮断されたシステムで運用され、かつ所員のアクセスも厳重に管理されている。

現場主義で「検討する」

発明の現場に出掛けて打ち合わせをする「現場主義」を基本にしている。また、打ち合わせは単なる「明細書作成のための技術説明の聞き取り」ではなく、特許的観点から「発明を検討する」ことを原則にしている。この仕事スタイルを奨励すべく、現場主義手当制度という仕組みも運用されている。

自主研修と特別研修

各種の外部研修会での研鑽が奨励され、基本的に自発意思で自由に参加できる仕組みとなっている。また、外国弁護士等の来訪時における海外法制の勉強会、シニアアドバイザーによる判例の研修会、外部講師による英文レターの研修会、内部のネイティブによる英会話や韓国語講座等、多様な特別研修が仕組みとして運用されている。

「仕組み」の進化と事務所の発展

上記した「品質保証をもたらす10個の仕組み」は、創業以来19年の中で徐々に形成されて増えてきたものであり、個々の内容は日々進化している。それは、職人的色彩の濃い業種では規模拡大につれて小規模だった頃の良さが失われやすい、という一般の常識を覆すための戦いの結果であり、これからも「仕組み」は増え続け、それぞれ進化していくはずである。

ともあれ、弁理士試験大量合格の時代を迎えて、ますます品質保証の「仕組み」に磨きをかけて、品質の三原則が生かされた業務サービスを提供していきたい。そして、時代のニーズにマッチした優れた実務家が次々と輩出される...そのような「21世紀型の知的財産専門家集団」=「創英」を創っていきたいと思う。

以上

TERMINOLOGY

【特許明細書・用語考】

第8回

名古屋 裕一郎

今回は、私が事務所で新人の明細書作成者から繰り返し質問される言葉をいくつか紹介します。

【略】

「この字は、なんと読めばいいの」と聞かれると、私は、きまって、「“りゃく”と読んでおけばいい」と答えています。

「略円形」などの「略」の読み方のことなのですが、ご存知のとおり、一般的には「ほぼ」と読みます。しかし、この特許業界では「りゃく」と読んでいる人が多いはずです。

その理由としては、「明細書に略円形と書かれている場合、真円も含むと解されることが多く、書く側もそのように解されることを期待している。ところが、ほぼ円形とした場合には、真円は含まないと解される傾向が強くなるので、ほぼと区別するため、りゃくと読むようにした」や、「明細書では略円形部材と書くことがあるが、この略は造語成分なので、りゃくと音読みするしかない。そこから、略を統一的にりゃくと読むようになった」が代表格です。

この二つの説では、私は後者を支持します。歴史的にそうだった、と言われては文句をつけ難いですが、前者は、なかなか説得力がありますが、真円を含むと解釈してもらいたいがために「略円形」にするというのでは、明細書作成者の姿勢としてはいかがなものかと思えます。事実、裁判において「略」の解釈やその程度が争われたこともあり、記載に正確さが要求される場合には、多少極端ですが、「略円形（真円を含む）」とするぐらいの心遣いは必要と思われれます。

【計測 測定 検出 検知】

いずれも難解な語ではありませんが、「計測と測定の使い分け方を教えて欲しい」、「検出と検知の違いは何か」という質問をされると、なかなか即答できません。このような質問が出てくる背景には、同じ語を繰り返し使用すると、文章が稚拙なものに感じてくるということがあります。ですから、この質問を受けると、質問者のレベルが少し上がったなど感じ、うれしく思えてきます。

「計測」と「測定」は、どちらも簡単には計量のことなのですが、JISにはちゃんとした定義があります。JIS Z8103によりますと、「計測とは、特定の目的をもって、事物を量的にとらえるための方法・手段を考究し、実施し、その結果を用いて所期の目的を達成することをいう」とあります。なんと高尚なのでしょう。一方、「測定とは、ある量を、基準として用いる量と比較し数値又は符号を用いて表すことをいう」となっています。どうやら測定が一般的な計量に近い概念であり、計測は測定の上位概念のようです。してみると、同じような意味でも、「...測定手段を備える計測装置」の方が「...計測手段を備える測定装置」よりも、表現としては正しいということになりそうです。

さて、問題は「検出」と「検知」の違いです。検出はJISでは「測定量を信号として取り出すこと」となっていますが、意外なことに、検知はJISには定義がありません。そこで、広辞苑を調べてみますと、「検知は、機械などで検査して知ること」とあり、「検出は、検査して見つけ出す

こと」となっています。今ひとつ、両者の違いがはっきりしません。

このようにほぼ同じ（少し違いますが、略同一とは書きません）意味であるため、結局、どちらを、どのように使用するかは、明細書作成者に委ねられることとなります。

そこで、私は、検出を検知の上位概念としてとらえるとともに、特に検知という語を使う場合は、イエス・ノーで判断する場合に限るようにしています。「車がA点を通過したか否かを検知する」の如くです。

【矩形】

この語自体を質問されることは希です。質問は「正方形を除く長方形を表現したいが、何か適当な用語はないか」です。その答えが「矩形」なのです。

実は、矩形は広義では長方形とイコールですから、正しい答えではないのですが、「矩」の語源が細長い定規ということから、狭義では、正方形以外の長方形となっています。これは、新明解国語辞典の初期の版に記載されています。覚えておくとちょっと便利な語ですが、これも使用時には広義があることに注意する必要があります。

この連載も今回で最終回となります。ご愛読いただき、ありがとうございました。

以上

(ご注意)

「特許明細書・用語考」の内容は創英国際特許法律事務所の統一した見解ではなく、名古屋の私見によるものである点、ご了承ください。



特許制度活用便利帳

第8回

「他社の出願への対策①」

弁理士 石田 悟

<Q> 他社の気になる特許、気になる出願があるのですが。

<A> 対象となる発明の内容について検討し、必要に応じて対策を立てましょう。

労 力と費用をかけて開発した技術の特許として権利化し、自社の事業や研究活動を有利に展開したい。そのような目的のため、自社全体としての営業・経営戦略や、研究・開発戦略をも考慮しつつ、必要な特許出願、あるいはその権利化作業を進めていく。そのようにして構築されていくのが特許戦略です。

一方で、世の中には同じ技術分野で事業や研究を行なっている他社が存在するのが常であり、そして、その他社も、やはり同じように特許戦略を構築しているハズです。したがって、そのような他社の特許や出願に対して積極的に情報を収集し、必要に応じて対策を立てていくこと。このことも、特許戦略において重要な位置を占めることとなります。

ま ずは情報収集。気になる他社の動向について、公報などによって得られる特許、出願情報に常に注意を払っておく必要があります。これを怠ると、他社の特許や出願に気がつくのが遅れてしまい、いろいろな意味で対応が後手に回ります。

そして、問題になるのは、自社の特許戦略上気になる特許や出願が見

つかった場合です。具体的には、自社の製品、進めている研究の内容、開発中の技術等と抵触する可能性がある他社の特許が見つかった場合、あるいは、特許として成立したときに抵触する可能性がある他社の出願が見つかった場合です。そのような場合には、早期に十分な検討を行った上で、必要に応じて可能な対策をとっていくことが重要です。

ま ず、最初に行うべきことは、見つかった他社の出願の発明の内容に関し、その技術的な範囲（既に特許になっている場合には権利範囲）が実際にどのような範囲まで及ぶのかについて十分に検討を行います。

例えば、自社の製品との侵害関係について他社の特許や出願が気になっている場合には、その製品が発明の技術的範囲内にあるかを具体的に検討します。この際、必要に応じ、特許事務所に相談したり、技術的範囲等について鑑定を依頼することも有効です。また、特許発明の技術的範囲については、特許庁に判定を求めることもできます。この技術的範囲の検討の段階で、特に問題はないという結論が出た場合には、それ以上の対応は基本的には不要です。

■ 方、問題ありという結論が出た場合どうするか。ケースバイケースでいろいろな対応が考えられますので、状況に応じて対策の具体的な方法、対策を実行するタイミ

ング、等を検討、判断します。

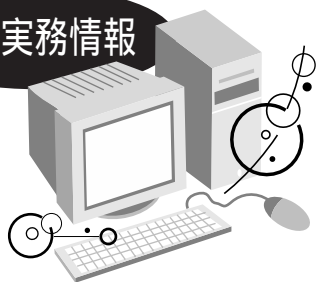
自社側で可能な対応としては、例えば、問題の製品について、許容可能な範囲で設計変更等を行なうことで抵触を回避する対応が考えられます。また、既に特許になっている場合、ライセンス契約を結ぶことも当然、1つの選択肢となります。

また、出願の権利化阻止、あるいは権利化された特許の無効化を目指す対応が可能かどうかについても、検討する必要があるでしょう。具体的な方法としては、出願が権利化前の段階であれば、情報提供制度の利用などの対応が考えられます。

一方、その出願が既に特許として権利化されている段階であれば、無効審判を請求するなどの対応が考えられます。また、権利化後の段階においても、特許付与後の情報提供制度が導入されています。

以 上、他社の気になる特許や出願に対しては、状況に応じて様々な対策の選択肢があります。また、いずれの対策を選択する場合でも、その有効性と併せて、そのために必要となる時間、手間、費用等についても検討が必要です。「どうするのが一番いいかな？」と迷ったら、まずはお気軽にご相談下さい。

以上



知的財産推進計画2005 の紹介

弁理士 宮永 栄

2002年の小泉総理大臣の施政方針演説で、知的財産戦略を国家戦略とする旨が打ち出され、2003年に知的財産戦略本部が設置されました。いよいよ知財に脚光が浴びられるようになったのですが、この具体的内容については報道であまり取り上げられず、何が話し合われているのか見え難いのが実情です。

そこで、今回、かかる知的財産戦略本部が2005年6月10日に発表した「知的財産推進計画2005」を簡単にご紹介します。

この計画書は知財に関する事案について多岐に渡って提言されており

ます。例えば、大学等における知的財産の創造の推進、産学官連携の推進、デザイン戦略の推進、特許審査の推進、模造品・海賊版対策、企業の知的財産の戦略的活用の推進、中小企業の支援、地域振興、コンテンツビジネスの推進等です。

商標の視点では、やはり模倣品・海賊版対策が興味を惹きます。税関（水際）での簡易迅速な取締り制度の実現、個人輸入の問題、輸出行為や通過の取締り、標章を切除した形での輸出行為等、巧妙な輸出行為に対して検討の必要性が示されています。知的財産立国の実現を目指して

いる日本として、法律の目を潜った巧妙な精神的脱法行為は排除するという姿勢が打ち出されています。

これらの提言のもとに関係省庁や団体が議論を行い、知的財産推進計画に沿った制度や報告を行っています。計画の中には模倣品・海賊版拡散防止条約の実現を目指す、というのでも示されています。知財に携わる人にとってはとても重要な計画書で、一人一人が計画の実行に向けて努力することで世界に誇れる知的財産立国となるのではないのでしょうか。

以上

知らなきゃ恥かく

判例の常識 (24)

判例の詳細な情報が必要な方は、各判例の担当者にTEL、FAX、メール等でお問い合わせ下さい。

不正競争防止法
2条1項14号

【H17.9.26 大阪地裁

平成16(ワ)12713等 不正競争 民事訴訟事件】

近年、不正競争防止法2条1項14号に基づく虚偽事実の流布については、訴訟件数が増えているため、本件事案を紹介する。

本事案は、原告の商品等表示が周知であって、被告がこれに対する混同行為をしたとする差止及び損害賠償請求、被告が営業誹謗行為をしているとする差止、信用回復措置及び損害賠償請求であり、反訴は、被告(本訴原告)が営業誹謗行為をしているとする差止、信用回復措置を請求した事案である。

本件判断では、原告の商品等表示の周知性は否定され、被告の国道行為による差止等は否認された。

また、反訴も理由がないと否認された。しかし、被告の営業誹謗行為が認められたので、これについて、紹介する。

裁判所は、被告は、被告商品の輸入元企業から、「原告が、輸入元企業が通常実施権を有する韓国の製造方法にかかる特許権を侵害した製品を輸入販売している」との文書を受領し、これを原告の取引先に告知、流布したが、原告の輸入元企業の商品の製造方法は、被告が主張する同特許権の方法とは異なるものであることが認められるため、この文書は、虚偽の事実を告知したものであると認定した。そして、原告の取引先等の関係者がこれをみれば、原告商品がその特許侵害品ないし何らかの知的財産権の侵害品であると証明する内容であると理解するものと認められる。したがって、被告は、原告の営業上の信用を害する虚偽の事実を告知したものである、と判示した。

なお、原告と被告が競争関係にあることも、提出の証拠から明らかである、と判示した。また、この認定に際し、被告は、かかる文書は、従来流通してきた被告の輸入元企業が製造するものではない旨注意を促し、情報を提供しようとしたものにすぎないと主張するが、そういう情報を提供するなら、特許権の有無を記載する必要も、「偽物」と記載する必要もなく、その旨端的に記載するだけで足りるはずである。被告の営業誹謗行為による原告の損害は、原告が、卸先に説明・対応する必要がある程度の信用低下は発生したものと認め、信用毀損による原告の損害のみを認めた。

(詳細についての問い合わせ：弁理士・光野文子)

コンクリート埋設物事件

【H15.9.3 東京高裁

平成15(行ケ)65 特許権 行政訴訟事件】

本件は、「親出願の特許出願の一部を子出願として分割し、さらに、子出願の一部を孫出願として分割した特許出願の出願日は、子出願について分割の要件を満たさないとして無効審決が確定したときは、親出願の出願日まで遡及しない。従って、孫出願に係る発明は、親出願の公開公報に記載された発明と同一であるから、孫出願に係る特許は無効にすべきものである。」とした特許庁の無効審決の取り消しを請求した事案である。

判決は、孫出願の出願日が親出願の出願日まで遡及するための要件を、子出願が親出願に対し分割の要件を満たし、孫出願が子出願に対し分割の要件を満たし、かつ、孫出願に係る発明が親出願の当初明細書等に記載した事項の範囲内のものであることを要する、と判示した。

そして、本件について、「子出願に係る発明は、手続補正書により補正され、親出願の当初明細書等に記載した事項の範囲内のものでないこととなり、いったん特許権の設定登録がされた後、当該補正がされた発明のまま、その無効審決が確定し、子出願に係る特許権は、初めから存在しなかったものとみなされた。したがって、当該補正がされた発明はもはや訂正される余地はなく、子出願に係る発明は、親出願の当初明細書等に記載した事項の範囲内のものでないこととなったから、子出願が分割の實體的要件を満たさないことは明らかである。そうすると、孫出願の分割の適否を検討するまでもなく、孫出願である本件特許出願の出願日が親出願の出願日まで遡及する余地はないというべきである。」として、原告の請求は棄却された。

この判決によれば、上記した孫出願の分割の要件に示されるように、孫出願に係る発明が親出願の当初明細書等に記載した事項の範囲内のものであって第三者に不利益を与えるものではない場合であっても、子出願が分割の要件を満たさない限り、孫出願の出願日は親出願の出願日まで遡及しないこととなり、権利者にとっては厳しすぎるとも思われる。しかしながら、判決にあるように、「分割出願による遡及の利益の享受は、出願日が、「もとの特許出願」の出願日に遡及するというものであり、孫出願を「新たな特許出願」とすると、「もとの特許出願」とは子出願であるから、孫出願は、適法に分割された場合であっても、子出願の出願日に遡及するにすぎない。」ことを考えると、理論的には尤もな結論である。

(詳細についての問い合わせ：弁理士・黒木義樹)

旅では必ず電車に乗る

コジコジ

わたしのこだわりは、旅をする際に必ず電車を使うということなのです。遠出をするときなどは別の交通手段を使うこともあります。目的地では必ず一度は電車に乗ることにしています。初めは料金が比較的安いということで旅の交通手段として利用していましたが、最近では旅の目的となるほどその魅力にはまってしまっています。

ガタンゴトンという規則正しい効果音とリズムで揺られているのは心地よいですし、一定速度で移り行く窓の風景は退屈させることなく、多くの場所を見せてくれます。目的地へ行く交通手段としてだけではなく、予定になかった駅にふらりと途中下車してみるのもいいですし、のんびりと終着駅を目指すのもステキです。

また、その地域によって異なる電車の形や色、音、切符の形、駅舎などを楽しむのも魅力の1つです。鉄道マニアではないので、種類などに詳しいわけではないのですが、いずれもその土地その土地の趣があっておもしろいものです。電車の形や色などは、古いものほどその配色や窓の形、座席など、その土地の風土を映したキュンとなるものが多く、楽しめます。今まで乗ったものだけでも実にさまざまなものがありました。一両でちょこんと走るかわいい電車、山道を折り返しながら登る電車、床が木の板張りで扇風機の付いている電車、線路の両脇に咲いている菜の花の中を走る黄色い電車、車掌さんが景色をガイドしながら走る電車、海岸沿いを走る電車などなど。電車を通して季節やその地域を切り取ることはわたしの心を豊かにし、暖かくしてくれます。

電車はまだまだ乗りつくせないほどたくさんあります。日本だけでなく外国にもかわいらしい電車がたくさんあります。最近では、次はこの電車に乗ろうかなとか、この電車からの眺めはどうだろうと考えることもわたしの楽しみの一つになっています。観光地を巡る旅も楽しいですが、のんびりと電車に揺られる旅もおすすめです。

色彩へのこだわり

妄想癖

私はご飯を食べるのも面倒臭いというような面倒臭がり屋で、何をやるにもお尻の重さが勝ってしまい、運動音痴で味覚音痴、趣味という趣味もこだわりというこだわりも何も無いような人間である。

そんな私が唯一こだわるものが色。食べ物にしる、身に付ける物にしる、基本は色で選んでしまう。モノトーンの食器以外は使わないし、茶系の服だけで絶妙なバランスを取れた日は心が弾む。たとえまづくても健康に悪そうでも着色料たっぷりの輸入菓子は大好きだ。絵の具の混ぜ具合にこだわり過ぎて、絵画の授業では常に仕上がるのはピリだった。

色の力は絶大である。どんなに無難な格好でも絶妙な色合わせだけで妙にオシャレに見えたり、髪の色ちょっと変えるだけで女性の肌がとても綺麗に見えてしまう。その上、食欲に影響を与えて人間の気持ち左右させてしまうのだからすごい。

近頃とても気になるのが華道家・假谷崎省吾さんの髪の色だ。ロングヘアーの彼の髪は根元数センチ黒毛を残した明るい茶髪。いつ見ても黒と茶がほぼ同じ割合で保たれている気がしてならない。特に気にはしていなかったが、一度気にしてしまったら気になる。忙しいからなのか、彼のこだわりなのか。しかし、私にはそれが美であるか否か判断できるほどのセンスはない。きっと美のプロフェッショナルの彼のことから、美を追求した上でのバランスに至ったのだと信じたい。いつか彼の髪型を批評できるような色の使い手になるのが最近の私の夢。

ついつい絵本のような家に住み、料理研究ユニットGomの作るような食事をし、美輪明宏さんのように自分自身が芸術になる事を妄想してしまう。おそらくこれからも何かと色を気にして生活し、色に惑わされながら生きていくのだろう。自分の子供をおもちゃにして遊ぶことだけはしないように気をつけよう。

【 私のこだわり 】

my PREFERENCES

上司から学んだ徹底ぶり

堀井 剛

「とことんこだわって、必死でやれ。でも悩みすぎるな」。以前の勤務先の上司からよく言われた言葉だった。何か異常が見つかると、誰もがどうしてもよいのではと思うことでも、すぐに解決しようとする。残業時間が社内でも問題となっている時ですら、「残業時間が多くなることと異常を放っておくこととどっちが悪だ？」と徹夜で対応することも珍しくなかった。

仕事に対する姿勢が厳しいだけあって、求める成果も相当なものだった。想像以上の短納期、しかもコストは1円でも安く。言われた側は、やるしかないと思死で考え、必死でやる。手を抜いた時は容赦のない怒鳴り声が鳴り響く。ただしその後のフォローは欠かさなかった。部下の教育にも徹底していた。

徹底していたのはこれだけではなく、ゴルフが最大の趣味で、休憩中理想のフォームが分かったと言っただけで、その日の仕事の後よく練習に付き合わされた。早くても夜10時に退社という生活だったにもかかわらず、「豊田市の練習場は24時間営業だ！」と言って練習に向かった。

そんな人だったが、誰からも慕われ、尊敬されていた。自分もそのうちの一人で、何事にも徹底的に取り組む大切さを教えてもらった気がする。今振り返ってみても、やりがいを感じ充実した毎日を送っていたと思う。結局仕事も趣味も、どれだけ徹底的に取り組めるかで楽しさも変わってくるのだと思う。

おかげで今では自分の一番の趣味はゴルフとなり、練習に行くと、ドライバーからアプローチまで納得するまで何百球でも打つという徹底ぶりが身につけてしまった。



梅干し・梅酒

船橋

『こだわり』というテーマで真っ先に思いついたのは、ずばり『梅』。幼い頃から梅干が大好きで、おにぎりの具は必ず梅で、学校から帰ると梅干をつまむという渋い子供でした。大人になった今でも梅に対する思いは変わらず、一人暮らしを始めて10年弱になりますが、梅干だけは切らしたことがありません。美味しい梅干はそれなりに値段が高く、自分で買うのは大変ですが、田舎の祖母が梅好きな私の為に通信販売で紀州の梅を取り寄せてくれるので、梅干に不自由することはないのです。おばあちゃん、ありがとう！

最近は塩分控えめな梅が人気のようですが、私は昔ながらの製法で作られた塩だけで漬け込む塩分高め（15%以上）なしょっぱい梅が大好きです。梅干にはクエン酸パワーがあり、毎日一粒で血液サラサラ、体の乳酸も除去できるという優れたものです。減塩も大切ですが、このしょっぱさはやめられないし、食べ過ぎなければ大丈夫！と思込み、毎日しょっぱい顔をして梅干を食べています。

子供の時には味わえなかった梅の楽しみがあります。それが梅酒。梅干も多種多様にありますが、それに負けないくらい梅酒の種類も豊富です。日本酒・焼酎・泡盛・ブランデーなどに漬けて作られた梅酒や、黒糖や蜂蜜で仕込まれた梅酒。同じ梅酒でも全く味わいが違います。変り種で、「梅の宿 鶯梅」というにごり梅酒があります。梅酒に梅の果肉をブレンドしたのですが、他と比べて梅の味がしっかりしていたのが印象的でした。

これからもお気に入りの体を求めて、梅酒探索を続けていきたいと思っています。先日、和歌山県紀州の『福梅本舗』という梅専門のサイトで梅酒を購入しました。「紀州の南高梅と熊野の清水を用いて熟成させた黄金色の梅酒」という解説に心奪われ、つい注文…まるやかで、サラッとした口当たりで大満足です。実家では祖母が梅酒を造っているので、この冬の帰省が楽しみです。私も梅酒造りをマスターして、こだわりの味を作りたいです。

早寝早起き

柳 康樹

みなさんこんにちは、特許担当の柳康樹です。私が最近こだわってやまないことを紹介しましょう。それは、「早寝早起き」です。

もともと私は社会人になるまでは典型的な夜型人間であり、その生活は大学の講義もほとんど毎日遅刻（あるいはサボる）するような悲惨な有様でした。しかし、さすがに就職を目前に控えると「これではまともな社会人になれるわけがない。数ヶ月で解雇されてしまう...。」と切実に思うようになり、そこで人生で初めて「早寝早起きスタイル」を採用することを決意しました。するとどうでしょう。実際にやってみると、その絶大な効果に驚きの連続だったのです。

まず、夜更かし時代に比べて毎日の体調が良好であることは言うまでもありません。昔の朝の気だるさが嘘のように吹っ飛び、思考明瞭、気分爽快です。そして、勉強や仕事などを夜遅くにやっていた頃は、まるで時間が沢山あるかのような錯覚に陥ってしまい、ついついダラダラしがちでした。しかし、朝ならば規定の出勤時間は決められていますから、起きた時間次第で残りの自由な活動時間が決定されてしまい、私の心の中に「残り何時間しかないのである。」という焦りと危機感が発生します。すると、この崖っぷちの精神的圧迫感と早起きによる気分爽快さの融合により、結果として驚愕の集中力を発揮することができるようになります。以上のプロセスにより、夜とは比較にならない程に作業効率を高めることが可能となりました。

勿論、欠点もあり、やる気がない日はすぐに二度寝してしまい、「寝るのは早く起きるのは遅い」ただの駄目人間になってしまう危険性があります。しかし、ものは考えようで、これも逆手にとれば、朝起きられたか否かで自分のその日のやる気を判定する、素晴らしい自己管理システムとして有効に機能します。そうすることにより、己の精神のたるみを日々戒めるといって、絶大な効果を得ることができるようになったのです。

このように、私は今まで「早寝早起き」から数え切れない程の恩恵を享受してきました。しかし、これに甘んじることなく、これからも更に「早寝早起き」を徹底追及していきたいと思っております。

拘らないのが拘りか

工藤 莞司

拘りというテーマを知って、自分の拘りを考えてみた。見付からない。拘りはないのである。殆ど毎日酒を嗜むが、アルコール飲料であれば、日本酒、麦酒、焼酎、ウィスキー、ワインと何でもござれである。麦酒も決まった銘柄はない。何れのメーカーのもでも、冷えていれば良い。少し前に泡盛の古酒（ケース）に出会い一時期飲んだが、直ぐ離れてしまった。やはりこれは美味しいというものは値が張って晩酌には向かない。勿論ワインの種類などは分からず、白と赤の違いで飲んでいるだけだ。地酒も、是非飲んでみたいというような幻の一品もない。

ハイキングを趣味にしている。月数回歩き、年間約40コースを楽しんでいる。山のみならず里歩きも厭わない。これまで富士山から近所のドングリ山まで、南は開聞岳から北は旭岳と高低を問わず登った。最近は単独行のため、高山や深山を避けて、低山や丘陵ハイキング、史跡巡り、街角ウォーキングと、体力や時間に合わせて歩いている。野の花巡りも楽しい。百名山などには拘らないし、是非登って見たい山もない。

ハイキングの前には城跡を探訪した。主に中世から戦国期の城跡である。山間に崩れ掛けた土塁のみが遺る山城跡や開発されて跡形もなく案内のみが嘗ての在を示す館跡、僅かな痕跡が歴史を語る砦跡など戦国ロマンを求めて、全国を訪ね歩いたこともあった。しかし、その後理由もなくハイキングに移行して10年ほど経ってしまった。

拘らないのは性格だろう。移り気で長続きしないのは親譲りのようだ。しかし、それで他人様に迷惑を掛けなくて、楽しめれば良いと思う。我が家系が皆長生きなのはそのせいかもしれない。そっちは拘って見習いたい。



【 私のこだわり 】

my PREFERENCES

週末は自宅で過ごす

キョロ

何事にもあまりこだわらない性格ですが、しいて挙げるならば「週末は家で過ごす」ことがこだわりです。友達との約束はなるべく平日に済ませ、お誘いが無い限り週末はたいてい家に留まり、土日2日間で一歩も外にでない、ということもあります。その理由は二つです。

その1 - お肌を休ませる：女の人は5日間朝から晩までお化粧品をしていなければなりません。呼吸の出来ない肌はきつと悲鳴を上げているはず。なので週末だけは顔にパックを貼り付けながらゴロンと床に寝転がり、お肌を休ませるようにしています。

その2 - 都心は遠い：私の家は都心から離れているため、どの友達と遊ぶにしても、待ち合わせ場所は大体自宅から1時間以上離れた場所となり、休日なのに電車で往復2時間以上も移動しなければなりません。下手をするとラッシュにまで遭遇するはめに。休日にラッシュなんて最もあってはなりません。

家では本を読んだり、買って来たDVDを見たり、外国の友達にメールを書いたりしながら気ままに過ごします。平日はお風呂にゆっくり入る気力もないので、ここぞとばかりに2時間ぐらい昼風呂に浸かったりもします。そして夜は母と台所に並んで夕飯を作る、というのがいつものパターンです。家ですべき事は意外に沢山あるもので、週末はいつもあつという間に過ぎてゆくのでした。



Restaurant めぐり

大住 和代

私の“こだわり”というか“楽しみ”となっている事の一つは お気に入りのお店を見つけることです。同じ時間を過ごすなら、素敵な雰囲気です。美味しいものを食べたいと思っているのですが、私が見つけたお勧めのお店をご紹介します。

【AFRICA】

代官山にあるお店で昼間でもお店の中は夜のような雰囲気です。お昼時に行くならランチがお勧めです。前菜3品・パスタ・デザート・ドリンクがセットで1,500円。前菜もパスタもとっても美味しいので、この値段でいただけるのはお得かなと思います。夜もお酒の種類が多くて、ゆったりとした雰囲気です。過ごせるので落ち着いた感じが好きな方には最適です。

【Yellow g.】

銀座8丁目にあるお店で最近見つけたお気に入りのDining barです。ここのお店はお肉料理が美味しいのとワインの種類が豊富で、静かな雰囲気です。飲みたい方にお勧めです。ただワインはボトルでしか置いてないので、ワイン好きな方同士で行かれた方が楽しめるかと思います。

【Planet3rd】

高円寺にあるカフェで、お店は白を基調にした清潔感のある雰囲気です。ここでは週末もランチがあって日替わりで4種類の中から選ぶことができます。ランチはワンプレートで必ず野菜が添えられているので、味も栄養バランスもです。

【Cafe246】

青山1丁目にあるお店で、ここのお店は友達と集まったりするのに最適です。名前はCafeですが、夜も昼間とは違った雰囲気です。ビール・シャンパン・ワインとお酒の種類も豊富で、シャンパンやワインもグラスでオーダーできるのでそれほど飲めない方でも気軽に楽しめるお店です。